

保存版

PTA会則

PTA細則

生徒活動援助費運用規程



習志野市立第二中学校

この会則・細則・規程は
在籍中は卒業まで大切に保管して下さい

習志野市立第二中学校PTA会則

第1章 名 称

第1条 この会は習志野市立第二中学校PTAと称する。

第2条 この会の事務局は習志野市立第二中学校におく。

第2章 目的および活動

第3条 この会は会員が協力して家庭と社会における生徒の幸福な育成をはかることを目的とする。

第4条 この会は前条の目的を達成するため次の活動をする。

1. 会員相互の親睦をはかり、研修に努める。
2. 生徒の生活および教育環境をよくする。
3. その他必要と認めることをする。

第5条 この活動は教育を本旨とする民主団体として次の方針による。

1. 生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に利用されてはならない。
3. 営利を目的とするような行為は行わない。

第3章 会 員

第6条 この会員となれるものは次の通りである。

1. 習志野市立第二中学校に在籍する生徒の父母またはこれに代わるもの。
2. 習志野市立第二中学校の教職員。

第7条 会員はすべて平等の権利と義務をもつ。

第4章 経 理

第8条 この会の活動に要する経費は会費およびその他の収入によって支弁される。

PTA会費は一会員年額1,300円とし、年1回で納入する。

第9条 この会の経費は総会において議決され、予算に基づいて行われる。

第10条 この会の決算は会計監査を経て報告され、承認を得なければならない。

第11条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 役 員

第12条 この会の役員は次の通りとする。

会長	1名	副会長	若干名（内教職員1名）		
書記	若干名	会計	若干名	会計監査	2名

第13条 会長、副会長、書記、会計、会計監査は会員中より選考委員会が選出し、総会の承認を得る。

第14条 役員任期は一年とし再選を妨げない。

ただし、やむを得ない事象が発生した場合は役員承認をもって退任することが出来る事とする。

第15条 役員任期は次の通りとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務を総理する。
2. 会長は習志野市立第二中学校後援会副会長を兼務する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
4. 書記はこの会の活動に関する重要事項を記録し、庶務を担当する。
5. 会計は総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理し、定期総会に会計報告を行う。
6. 会計監査は会計事務を監査し、定期総会において報告する。

第6章 委員会

第16条 各学級において委員を選出する。（ただし10組においてはこの限りではない）

第17条 委員は次の委員会に所属し、各活動を行う。

1. 卒業委員会は2年任期で卒業生のお祝いに関する活動。

※R7アンケート実施により R8年度卒までの活動とし、その後廃止

2. 広報委員会は広報に関する活動。

3. 校外生活指導委員会は地域における生徒の生活指導および交通安全に関する活動。

4. バザー委員会はバザー実施に関する活動。

5. 家庭教育委員会は会員の研修に関する活動。

第18条 各委員会は互選により委員長を選出。活動内容の記録は他委員が行う。

第19条 この会にPTAバレーボール競技委員会をおく。

委員はPTAバレーボール部員から1名選出する。

バレーボール委員会の当番校の年度は委員長とする。

第20条 本会は必要に応じ上記以外の小委員会を設けることができる。

第7章 会議

第21条 本会運営のために次の会議をもつ。

1. 総会

総会は全会員にて構成し、本会の最高議決機関であって、毎年1回会長が招集し、決算の承認、予算および事業計画、役員承認、会則の改正、その他重要事項を決定する。

ただし、役員が必要と認めるとき、または会員の5分の1以上の要請があるときは臨時総会を招集することができる。

総会は会員の3分の1以上の出席（ただし委任状を含む）がなければ開くことができない。

2. 企画委員会

企画委員会は会長、副会長、書記、会計、各委員会代表者1名、校長、教頭、教務を以って構成し、本会の企画運営にあたる。

3. 専門委員会

各委員会は必要に応じ委員会を開催する。

第22条 各会議における議決は出席者の過半数の賛成にて行う。

ただし、会則の改正は出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

総会開催が難しい時には書面によって決議可否を取る事とする。

第8章 細則

第23条 この運営に際し必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて企画委員会の議決を経て定める。

第24条 企画委員会で細則を制定または改廃した場合はその結果を次期総会に報告しなければならない。

付 則

- この会則は昭和 63 年 4 月 30 日より施行する。
- この会則は平成 2 年 4 月 28 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 3 年 4 月 27 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 5 年 4 月 24 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 6 年 4 月 23 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 7 年 5 月 6 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 9 年 4 月 19 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 10 年 4 月 18 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 11 年 4 月 17 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 12 年 4 月 15 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 13 年 4 月 21 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 15 年 4 月 23 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 16 年 4 月 21 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 17 年 4 月 20 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 18 年 4 月 21 日より一部改正施行する。
- この会則は平成 30 年 4 月 27 日より一部改正施行する。
- この会則は令和 4 年 4 月 21 日より一部改正施行する。
- この会則は令和 5 年 4 月 26 日より一部改正施行する。
- この会則は令和 6 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- この会則は令和 7 年 6 月 1 日より一部改正施行する。
- この会則は令和 8 年 5 月 15 日より一部改正施行する。

習志野市立第二中学校 P T A 細則

第 1 条 (各種委員会)

1. 各種委員会の構成及び人員は、次のとおりとする。
 - (1) 家庭教育委員
 - (2) 広報委員
 - (3) 校外生活指導委員
 - (4) バザー委員前項の委員会は、各学年より複数名選出し 6 ～ 10 名以内で構成する
2. 卒業委員は、2 年生及び 3 年生の各学級より 1 名を選出し、任期は 2 年とする。
3. 卒業委員会は、令和 7 年度のアンケート結果に基づき、令和 8 年度卒業生までの活動とし、その後は廃止する。

第 2 条 (選考委員会)

1. 新年度の役員選出にあたり選考委員会を設置する。
2. 選考委員会は事務局副会長 2 名、学校書記 2 名を以って構成する。
3. 必要に応じて、各専門委員会より補佐を選出することができる。

第 3 条 (慶弔費)

本会は、次に掲げる場合において、PTA 名により金品を贈る。

- (1) 弔慰
 - ① 会員死亡の場合 …………… 10,000 円
 - ② 生徒死亡の場合 …………… 10,000 円および供物 (5,000 円相当)
 - ③ 教職員の配偶者、血族一親等及び同居の姻族一親等の死亡の場合 …………… 10,000 円
- (2) 転退出
 - ① 会員教職員 5,000 円相当の記念品と花
 - ② 会員外教職員 花
 - (3) その他
本条に定めのない事項については、本会の目的に適合する場合に限り、企画委員会の承認を得て対応する。
ただし、緊急の場合は、PTA 会長がこれを決定し、事後承認を得るものとする。
 - (4) 本会より贈る金品に対する謝儀は受けない。

第 4 条 (会員限定活動)

1. P T A 会費により運営される活動については、会員以外の参加を認めないものとする。
2. 前項の対象となる活動には、次のものを含む。
 - (1) P T A バレーボール活動
 - (2) バザー
 - (3) 給食試食会

付 則

- この細則は平成24年4月20日より一部改正施行する。
- この細則は平成25年7月3日より一部改正施行する。
- この細則は令和2年6月12日より一部改正施行する。
- この細則は令和3年4月21日より一部改正施行する。
- この細則は令和4年4月21日より一部改正施行する。
- この細則は令和6年4月1日より一部改正施行する。
- この細則は令和7年6月1日より一部改正施行する。
- この細則は令和8年5月15日より一部改正施行する。

部活動支援費・学校支援費運用規程

第1条 (目的)

1. 部活動支援費は、習志野市立第二中学校の生徒が行う部活動において、部費のみでは賄うことが困難な費用を支援することを目的として運用する。
2. 学校支援費は、生徒がより豊かな学校生活を送ることができるよう、校内における教育活動及び環境整備に資する費用を支援することを目的として運用する。

第2条 (収入)

1. 本規程に基づく支援費の年額は、次のとおりとする。
 - (1) 部活動支援費 3,200円
 - (2) 学校支援費 1,500円
2. 前項の費用は、PTA加入・非加入にかかわらず、保護者の同意を得たうえで、年1回納入するものとする。

第3条 (支出項目)

部活動支援費及び学校支援費の支出項目は、次のとおりとする。

- (1) 学校行事援助費
- (2) 環境整備費
- (3) 大会参加費
- (4) 部活動支援費
- (5) 部活動大会援助費

第4条 (支出額の決定)

前条に定める各支出項目の金額については、学校と協議の上、決定するものとする。

第5条 (部活動大会援助費)

1. 部活動大会援助費の対象となる大会は、総合体育大会及び新人戦とする。
2. 吹奏楽部については、マーチングコンテスト及び吹奏楽コンクールを対象とする。
- 3 支給額は、次のとおりとする。
 - (1) 県大会 個人 5,000円 団体 10,000円
 - (2) 関東大会 個人 10,000円 団体 50,000円
 - (3) 全国大会 個人 30,000円 団体 100,000円

第6条 (会計年度)

本支援費の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 (管理運用)

本支援費の集金及び運用は、PTA役員がこれに当たる。

第8条 (会計報告)

本支援費の収支については、PTA総会において報告を行うものとする。

第9条 (監査)

PTA会計監査は、本支援費の会計監査を行い、PTA定期総会において監査報告を行うものとする。

第10条（改正）

本規程の改正は、PTA 総会において出席者の3分の2以上の賛成をもって行う。

付 則

- この規程は平成6年4月23日より施行する。
- この規程は平成7年5月6日より一部改正施行する。
- この規程は平成10年4月18日より一部改正施行する。
- この規程は平成11年4月17日より一部改正施行する。
- この規程は平成15年4月23日より一部改正施行する。
- この規程は平成16年4月21日より一部改正施行する。
- この規程は平成17年4月20日より一部改正施行する。
- この規程は平成18年4月21日より一部改正施行する。
- この規程は令和 7年6月 1日より一部改正施行する。
- この規程は令和 8年5月15日より一部改正施行する。

令和 8年 5月 15日発行